

亀山市公告第59号

次のとおり亀山市職員を募集する。

平成28年7月29日

亀山市長 櫻井 義之

1 職種、採用予定人数及び応募資格

職 種	採用予定人数	応 募 資 格
事務職（一般）	6人程度	(1) 昭和56年4月2日以降に生まれた者 (2) 高等学校以上の学校を卒業し、若しくは平成29年3月までに卒業見込みである者又はこれらと同等の資格を有する者 (3) 通勤可能な者
保育士・幼稚園教諭	1人程度	(1) 昭和51年4月2日以降に生まれた者 (2) 保育士の資格及び幼稚園教諭の免許の両方を有する者又は平成29年3月までにこれらの資格及び免許を取得見込みの者 (3) 通勤可能な者
給食調理員	1人程度	(1) 昭和32年4月2日以降に生まれた者 (2) 調理師の免許を有する者 (3) 調理経験が5年以上ある者 (4) 通勤可能な者
消防職	4人程度	(1) 昭和61年4月2日以降に生まれた者 (2) 高等学校以上の学校を卒業し、若しくは平成29年3月までに卒業見込みである者又はこれらと同等の資格を有する者 (3) 通勤可能な者

ただし、次に該当する者は、応募することができない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する者

(2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の者。

なお、外国籍職員の任用に関する基準については、8に定めるところによる。

(3) 消防職については、日本国籍を有しない者

2 試験の日時、場所等

(1) 第 1 次 試験

ア 事務職（一般）、保育士・幼稚園教諭及び消防職

日時 平成 2 8 年 9 月 1 8 日（日曜日）午前 9 時

場所 亀山市総合保健福祉センター

試験科目 教養試験、適性検査及び小論文の各筆記試験

イ 給食調理員

日時 平成 2 8 年 9 月 1 8 日（日曜日）午前 9 時

場所 亀山市総合保健福祉センター

試験科目 労務適性検査及び作文の各筆記試験

(2) 第 2 次 試験

ア 事務職（一般）、保育士・幼稚園教諭及び消防職

日時 平成 2 8 年 1 0 月 9 日（日曜日）午前 9 時

場所 亀山市総合保健福祉センター

試験科目 集団討論

その他 消防職については、亀山西小学校において体力測定を実施する。

イ 給食調理員

日時 平成 2 8 年 1 0 月 2 2 日（土曜日）午前 9 時

場所 亀山市役所

試験科目 個別面接

(3) 第 3 次 試験

ア 事務職（一般）

日時 平成 2 8 年 1 0 月 2 3 日（日曜日）午前 9 時

場所 亀山市役所

試験科目 個別面接

イ 保育士・幼稚園教諭

日時 平成28年10月22日(土曜日)午前9時

場所 亀山市役所

試験科目 個別面接及び実技試験

ウ 消防職

日時 平成28年10月22日(土曜日)午前9時

場所 亀山市役所

試験科目 個別面接

3 申込書の請求先、提出先等

(1) 請求先及び提出先

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市企画総務部人事情報室 (亀山市役所本庁舎2階)

(2) 提出方法

(1)の提出先への持参又は郵送とする。

(3) 問合せ先

亀山市企画総務部人事情報室

電話 0595-84-5031

ファクシミリ 0595-82-9955

4 提出書類

(1) 市職員採用試験申込書(市の指定するもの)

(2) 履歴書・身上書(市の指定するもの)

(3) 最終学校(専門学校を除く。)の卒業(見込)証明書又は卒業証書の写し

(4) 保育士・幼稚園教諭及び給食調理員については、資格等を有することを証明する書類の写し(取得見込みの場合は除く。)

5 受付期間

平成28年8月1日(月曜日)から同月19日(金曜日)まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による申込みは、書留郵便に限り、平成28年8月19日（金曜日）必着とする。

6 採用者の決定等

(1) 試験の合格者は、亀山市職員採用候補者名簿に成績順に登載し、これらの者から採用者を決定する。

(2) 採用予定日は、平成29年4月1日とする。ただし、卒業見込の者を除き、平成29年3月31日以前を採用日とすることがある。

7 給与は、事務職、保育士・幼稚園教諭及び消防職にあっては亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の定めるところにより、給食調理員にあっては、亀山市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年亀山市条例第44条）及び亀山市単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成17年亀山市規則第19号）の定めるところにより支給する。

8 外国籍職員の任用に関する基準

外国籍の職員は、次のような職務に就くことはできない。

(1) 公権力の行使に当たる職務

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

イ 市民に対して義務又は負担を一方的に課す内容を含む職務

ウ 市民に対して義務の履行を制限したり、強制力をもって執行したりする内容を含む職務

エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

(2) 公の意思の形成への参画に当たる職務

ア 原則として専決権限を有する室長級以上の職にあって、亀山市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に關与する職務

イ 市の基本政策、人事、財政等を担当する職務